

## 地域拠点整備事業としての整備に係る経緯と整備方針

### 1 対象地区の概要

本地区は、用途地域の指定のない地域に特定用途制限地域を指定し、地域の特性に応じた4つの区分による土地利用規制を行っており、対象地区は産業的な利用を許容する「産業誘導地区」に指定する区域です。また、周辺の幹線道路には、沿道の商業的な利用を許容する「幹線道路沿道地区」を指定し、計画的な土地利用を促しています。東海環状自動車道の(仮称)糸貫ICの整備と同時に、周辺の幹線道路となる都市計画道路長良糸貫線は幹線道路としてだけでなく工業団地とICをつなぐアクセス道路として整備が進んでいます。加えて、本地区では、市役所新庁舎の建設を予定しており、産業的な利用のみならず周辺地域の活性化が見込まれますので、都市公園の整備により地域の賑わいの創出が期待されます。

### 2 本事業の整備方針

もとまるパークは、南側を東海環状自動車道(仮称)本巢PA、北側を整備が進められている(仮称)糸貫ICへのアクセス道路としても機能する都市計画道路長良糸貫線に接続し、近隣住民に憩いの場を提供するとともに、(仮称)本巢PAともとまるパークとが接続することで、自動車専用道路等の利用者の利便性の向上を図ります。また、東海環状自動車道(仮称)本巢PAに接続することで、自動車専用道路等の利用者の利便施設としての機能だけでなく、昨今発生が危惧されている大規模災害時に緊急輸送道路として機能する東海環状自動車道を利用して届く支援物資を集積し、被災地に効率的に配分するための一時集積配分拠点とするなど災害対策の拠点として活用します。